

平成24年4月1日から、 ごみ処理手数料を改定いたします。

当組合では、十和田ごみ焼却施設などのごみ処理施設に直接搬入されるごみの処理手数料を改定することとなりました。

今回の料金改定は、ごみの減量やリサイクルの促進及びごみ処理に要する費用を応分に負担していただくために見直しを行ったものです。

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただきますよう皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

《 ごみ処理費用 》

ごみ処理施設に搬入されたごみの処理（焼却、破碎、埋立など）に要した費用をごみ処理量で除して算出した費用を「ごみ処理原価」といいます。現在、ごみ10kgを処理するのに約200円の費用がかかっています。

※ ごみ処理原価 = 10kg当たりで 200円

《 一般廃棄物処理手数料の改定内容 》

(1) ごみ処理費用に対する負担割合(算定根拠)

- ① 家庭系ごみは、現行のまま据え置き、負担割合は10%相当としています。
- ② 事業系ごみは、現行の10%相当から50%相当に引き上げます。

(2) 手数料算定の単位ごみ重量

単位ごみ重量は、現行の「50kg単位」から「10kg単位」に変更します。

区 分	現行の手数料 (平成24年3月31日まで)	改定後の手数料 (平成24年4月1日から)
家庭系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 及び粗大ごみ)	50kgまでごとに 105円	10kgまでごとに 20円
事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 及び粗大ごみ)	50kgまでごとに 105円	10kgまでごとに 100円

※ 手数料の額には、消費税相当額を含みます。

- 家庭系ごみとは、住民生活に伴って各家庭から排出されるごみのことです。
- 事業系ごみとは、事務所、商店、飲食店、学校、病院等から排出される産業廃棄物以外のごみのことです。

※ 詳細については、「[一般廃棄物処理手数料の改定について](#)」をご覧ください。

《 事業者の責任 》

- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが法律で定められています。「自らの責任において適正に処理する」とは、ごみ処理手数料を負担して組合のごみ処理施設に搬入することや一般廃棄物処理業の許可業者へ委託処理することも含みます。事業系一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を委託する場合は、組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければなりません。
- 事業系ごみは、町内会・自治会等の家庭系ごみの収集場所には出すことはできませんので、ご注意ください。
- 事業者の皆さまも、ダンボールや新聞等の紙類をはじめとした資源物の分別を徹底し、資源回収業者への引き渡しや食品残さの再利用などをしていただくことにより、資源物は循環することができますので、ご協力をお願いします。

《 許可業者との契約 》

- 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合は、ごみ処理手数料のほかに収集運搬費用等が必要になります。
- ごみの種類や収集量、収集回数等により収集運搬費用等は異なりますので、許可業者にご相談ください。

※ 許可業者に委託した場合のごみ処理費用

ごみ処理費用	=	ごみ処理手数料	+	収集運搬費用等
--------	---	---------	---	---------

《 ごみの自己搬入の方法 》

- ごみ処理施設に直接ごみを搬入する場合
 - (1) 搬入受付日
月曜日から土曜日(祝日、休業日は除く。)と毎月第1日曜日
※1月の日曜日は、変更する場合があります。
 - (2) 搬入時間
午前8時30分から午後4時30分まで
 - (3) 搬入場所
十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設
住所:十和田市大字伝法寺字大窪60番地3
※ごみの種類によって、ごみを搬入する施設が異なります。
 - (4) ごみ処理手数料の納入
ごみの種類ごとに計量の都度、ごみ処理手数料を精算することになります。

【お問い合わせ先】

十和田地域広域事務組合 業務課

電話:0176-28-2654